

拉致問題に関する関係府省連絡会議の分科会の開催について

〔平成 24 年 2 月 3 日
拉致問題対策本部長決定〕

1 趣旨

- (1) 拉致問題に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）の下、拉致問題に関する対応を協議し、総合的な対策を機動的に推進するため、必要に応じて、特定事項に関する分科会を開催することとする。
- (2) 分科会は、連絡会議を構成する関係府省の副大臣又は大臣政務官等の中から、連絡会議議長（以下「議長」という。）が指名する者を構成員（以下「幹事」という。）とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 分科会に座長を置き、座長は、幹事の中から議長が指名する。

2 庶務

分科会の庶務は、内閣官房拉致問題対策本部事務局において処理する。

3 その他

前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。